

無担保

無保証人

信用保証料不要

マル経融資

(経営改善貸付)

設備資金

- 車両・機械・設備購入
- 店舗・工場等改装

運転資金と
設備資金の
併用可能

運転資金

- 商品（材料）仕入れ
- 買掛金（手形）決済
- 諸経費支払い

- ・ 貸付限度額 **2,000** 万円
- ・ 返済期間 運転 **7** 年以内
設備 **10** 年以内
- ・ ご利用いただける方
従業員 **20** 人以下
(商業・サービス業は **5** 人以下) の方

貸付利率

1.25 %

(固定金利)

(平成27年8月14日現在)

詳細内容などのお問い合わせ

ご相談・お申し込みは

刈谷商工会議所

TEL : 0566-21-0370

マル経融資制度のご案内

経営改善貸付（小規模事業者経営改善資金融資制度）

この制度は、小規模事業者の経営改善を目的に、商工会議所の推薦により、無担保・無保証で低利の資金が日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）からご融資されるものです。

ご利用いただける方

- ・ 常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方
- ・ 商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けている方
- ・ 義務納税額（所得税、法人税、事業税、市県民税）を完納している方
- ・ 原則として同一地区内で最近1年以上事業を行っている方
- ・ 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・ 暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

ご融資の条件

- ・ 対象資金・・・運転資金、設備資金
- ・ 融資限度額・・・2000万円
- ・ 返済期間・・・運転資金7年以内、設備資金10年以内
（据置は運転1年以内、設備2年以内）
- ・ 無担保・無保証人

相談時の提出資料（主なもの）

- ・ 前年、前々年の青（白）色決算書及び確定申告書（控）
 - ・ 税金の領収書または納税証明書
 - ・ 決算後6カ月以上経過の場合は最近の試算表
 - ・ 会社の登記簿謄本（法人の場合）
 - ・ 見積書・カタログ等（設備資金をお申込みの場合）など
 - ・ **1,500万円以上のご融資を希望になれる方は、事業計画書等を提出頂きます。**
- * あくまでも代表的なものです。提出する書類はご確認ください。

ご利用に際しては所定の審査があります。